

○長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

平成24年12月28日

長崎県条例第64号

改正 平成27年3月24日条例第13号

平成28年3月22日条例第19号

平成30年3月30日条例第23号

令和3年3月26日条例第13号

注 令和3年3月から条文沿革を注記した。

長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例をここに公布する。

長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 削除

第3章 介護予防訪問入浴介護

第1節 基本方針（第48条）

第2節 人員に関する基準（第49条・第50条）

第3節 設備に関する基準（第51条）

第4節 運営に関する基準（第51条の2—第57条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第58条・第59条）

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第60条—第63条）

第4章 介護予防訪問看護

第1節 基本方針（第64条）

第2節 人員に関する基準（第65条・第66条）

第3節 設備に関する基準（第67条）

第4節 運営に関する基準（第68条—第75条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第76条—第78条）

第5章 介護予防訪問リハビリテーション

第1節 基本方針（第79条）

第2節 人員に関する基準（第80条）

第3節 設備に関する基準（第81条）

第4節 運営に関する基準（第82条—第85条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第86条・第87条）

第6章 介護予防居宅療養管理指導

第1節 基本方針（第88条）

第2節 人員に関する基準（第89条）

第3節 設備に関する基準（第90条）

第4節 運営に関する基準（第91条—第94条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第95条・第96条）

第7章 削除

第8章 介護予防通所リハビリテーション

第1節 基本方針（第117条）

第2節 人員に関する基準（第118条）

第3節 設備に関する基準（第119条）

第4節 運営に関する基準（第119条の2—第124条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第125条—第128条）

第9章 介護予防短期入所生活介護

第1節 基本方針（第129条）

第2節 人員に関する基準（第130条・第131条）

第3節 設備に関する基準（第132条・第133条）

第4節 運営に関する基準（第134条—第143条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第144条—第151条）

第6節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第152条・第153条）

第2款 設備に関する基準（第154条・第155条）

第3款 運営に関する基準（第156条—第160条）

第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第161条—第165条）

第7節 共生型介護予防サービスに関する基準（第165条の2・第165条の3）

第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第166条—第172条）

第10章 介護予防短期入所療養介護

第1節 基本方針（第173条）

第2節 人員に関する基準（第174条）

第3節 設備に関する基準（第175条）

第4節 運営に関する基準（第176条—第182条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第183条—第189条）

第6節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第190条・第191条）

第2款 設備に関する基準（第192条）

第3款 運営に関する基準（第193条—第197条）

第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第198条—第202条）

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針（第203条）

第2節 人員に関する基準（第204条・第205条）

第3節 設備に関する基準（第206条）

第4節 運営に関する基準（第207条—第218条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第219条—第225条）

第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第226条・第227条）

第2款 人員に関する基準（第228条・第229条）

第3款 設備に関する基準（第230条）

第4款 運営に関する基準（第231条—第235条）

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第236条・第237条）

第12章 介護予防福祉用具貸与

第1節 基本方針（第238条）

第2節 人員に関する基準（第239条・第240条）

第3節 設備に関する基準（第241条）

第4節 運営に関する基準（第242条—第249条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第250条—第252条）

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第253条・第254条）

第13章 特定介護予防福祉用具販売

第1節 基本方針（第255条）

第2節 人員に関する基準（第256条・第257条）

第3節 設備に関する基準（第258条）

第4節 運営に関する基準（第259条—第263条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第264条—第266条）

第14章 雑則（第266条の2・第267条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）において使用する用語の例によるもののほか、次に定めるところによる。

- （1） 利用料 法第53条第1項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- （2） 介護予防サービス費用基準額 法第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。
- （3） 法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介

護予防サービスをいう。

(4) 共生型介護予防サービス 法第115条の2の2第1項の申請に係る法第153条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

(申請者の要件)

第3条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

第4条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(令3条例13・一部改正)

第2章 削除

第5条から第47条まで 削除

第3章 介護予防訪問入浴介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第48条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護（以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者)

第49条 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問入浴介護事業者」と

いう。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節までにおいて「介護予防訪問入浴介護従業者」という。)は、次のとおりとする。

(1) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)

(2) 介護職員

2 前項各号に掲げる介護予防訪問入浴介護従業者の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

(管理者)

第50条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第51条 指定介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者(長崎県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第63号。以下「居宅条例」という。)第49条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護(居宅条例第48条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅条例第51条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第51条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第55条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意

を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

3 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第51条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第51条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第51条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

（要支援認定の申請に係る援助）

第51条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、

要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第51条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第51条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）

第51条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

ばならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第51条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第51条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第51条の12 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービス提供の記録)

第51条の13 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第52条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除した後の額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

い。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第52条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第52条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が規則で定める要件に該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(緊急時等の対応)

第53条 介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第54条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第55条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(勤務体制の確保等)

第55条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（令3条例13・一部改正）

（業務継続計画の策定等）

第55条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（令3条例13・追加）

（衛生管理等）

第55条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介

護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(令3条例13・一部改正)

(掲示)

第55条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第55条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(令3条例13・一部改正)

(秘密保持等)

第55条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第55条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第55条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第55条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(地域との連携等)

第55条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

(令3条例13・一部改正)

(事故発生時の対応)

第55条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第55条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(令3条例13・追加)

(会計の区分)

第55条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第56条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

第57条 削除

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針)

第58条 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第59条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第48条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定める。

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者)

第60条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに置くべき基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 看護職員
- (2) 介護職員

2 前項各号に掲げる介護予防訪問入浴介護従業者の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

(管理者)

第61条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第62条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護（居宅条例第60条第1項に規定する基準該当訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、居宅条例第62条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第63条 第1節、第4節（第51条の9、第52条第1項及び第57条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項及び第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第63条において準用する第55条」と、第51条の13第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。

(令3条例13・一部改正)

第4章 介護予防訪問看護

第1節 基本方針

(基本方針)

第64条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護（以下「指定介護予防訪問看護」とい

う。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(看護師等)

第65条 指定介護予防訪問看護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問看護事業所」という。）ごとに置くべき看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）は、次の各号に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める看護師等とする。

(1) 病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護ステーション」という。）次に掲げる看護師等

ア 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。）

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

(2) 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。） 看護職員

2 前項各号に掲げる看護師等の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

(管理者)

第66条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

3 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定介護予防訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第67条 指定介護予防訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければ

ならない。ただし、当該指定介護予防訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

- 2 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の指定介護予防訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅条例第67条第1項又は第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(サービス提供困難時の対応)

第68条 指定介護予防訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定介護予防訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定介護予防訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び介護予防支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定介護予防訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第69条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第70条 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問看護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問看護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除した後の額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問看護を

提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第71条 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせてはならない。

（緊急時等の対応）

第72条 看護師等は、現に指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第73条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

（勤務体制の確保等）

第73条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(令3条例13・追加)

(記録の整備)

第74条 指定介護予防訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(準用)

第75条 第51条の2、第51条の3、第51条の5から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条及び第55条の2の2から第55条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第51条の2第1項及び第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第73条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(令3条例13・一部改正)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問看護の基本取扱方針)

第76条 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第77条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第64条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定める。

(主治の医師との関係)

第78条 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

第5章 介護予防訪問リハビリテーション

第1節 基本方針

(基本方針)

第79条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者)

第80条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、次のとおりとする。

(1) 医師

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

2 前項各号に掲げる従業者の員数は、規則で定める。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（居宅条例

第81条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション(居宅条例第80条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅条例第81条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等の要件)

第81条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅条例第82条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第82条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問リハビリテーションを提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除した後の額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションを提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第83条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、運営についての規則で定める重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(記録の整備)

第84条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(準用)

第85条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで、第69条及び第73条の2の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第51条の2第1項及び第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第83条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第73条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

(令3条例13・一部改正)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

第86条 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定める。

第6章 介護予防居宅療養管理指導

第1節 基本方針

(基本方針)

第88条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者)

第89条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」と

いう。)ごとに置くべき従業者(以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。)は、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める介護予防居宅療養管理指導従業者とする。

(1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 次に掲げる介護予防居宅療養管理指導従業者

ア 医師又は歯科医師

イ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士

(2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師

2 前項各号に掲げる介護予防居宅療養管理指導従業者の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第90条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であつて、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅条例第92条第1項に規定する設備に関する基準をみたくをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第91条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防居宅療養管理指導を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防居宅療養管理指導事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除した後の額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防居宅療養管理指導を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第92条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(記録の整備)

第93条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(準用)

第94条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の10、第51条の12、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで、第69条及び第73条の2の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第51条の2第1項及び第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第92条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第51条の12中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第73条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

(令3条例13・一部改正)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針)

- 第95条** 指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第96条 指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、規則で定める。

第7章 削除

第97条から第116条まで 削除

第8章 介護予防通所リハビリテーション

第1節 基本方針

(基本方針)

第117条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション（以下「指定介護予防通所リハビリテーション」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者)

第118条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 医師

(2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員

2 前項各号に掲げる介護予防通所リハビリテーション従業者の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第119条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、利用者が円滑に利用できるものとするよう努めるとともに、指定介護予防通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅条例第138条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第119条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除した後の額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当た

っては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第119条の3 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者等の責務)

第120条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第121条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(勤務体制の確保等)

第121条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために

必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(令3条例13・一部改正)

(定員の遵守)

第121条の3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第121条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、消火設備その他の非常災害に際しての必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、火災その他の災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、それらを定期的に従事者及び利用者へ周知しなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(令3条例13・一部改正)

(衛生管理等)

第122条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(令3条例13・一部改正)

(記録の整備)

第123条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸

記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(準用)

第124条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の11まで、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第55条の2の2、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第51条の2第1項及び第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第121条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(令3条例13・一部改正)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第125条 指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第126条 指定介護予防通所リハビリテーション指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第117条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定める。

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点)

第127条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、規則で定める事項に留意しながら行わなければならない。

(安全管理体制等の確保)

第128条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時の手引書等を作成し、事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第9章 介護予防短期入所生活介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第129条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者)

第130条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」と

いう。) ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者 (以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。) は、次のとおりとする。ただし、利用定員 (当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者 (当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者 (居宅条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)) の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護 (居宅条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)) の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第140条において同じ。)) の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)) が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 医師
- (2) 生活相談員
- (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師 (以下この章において「看護職員」という。)
- (4) 栄養士
- (5) 機能訓練指導員
- (6) 調理員その他の従業者

2 前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

3 特別養護老人ホーム (老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)) であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

4 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

5 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム (老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをい

う。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下この節及び次節において「併設事業所」という。)については、老人福祉法、医療法(昭和23年法律第205号)又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

6 第1項第2号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション(併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。

8 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

9 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅条例第148条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(令3条例13・一部改正)

(管理者)

第131条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(利用定員等)

第132条 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第130条第3項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、この限りでない。

2 併設事業所の場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（第154条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅条例第150条第1項及び第2項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第133条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、利用者が円滑に利用できるものとするよう努めるほか、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護

職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面設備
- (7) 医務室
- (8) 静養室
- (9) 面談室
- (10) 介護職員室
- (11) 看護職員室
- (12) 調理室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室

4 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 第130条第3項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

6 第3項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

7 前各項に規定するもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅 次のとおりとする。

ア 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

イ アにかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に併設する介護予防指定短期入所生活介護事業所の廊下幅は、1.5メートル以上とし、中廊下の幅は1.8メートル以上とすることができる。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、介護従事者等の円滑な往来に支障が生じない場合は、これによらないことができる。

- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
- (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- (5) 居室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅条例第151条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たしていることをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第134条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第139条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第51条の2第2項及び第3項の規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

第135条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第136条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除した後の額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第137条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(緊急時等の対応)

第138条 介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措

置を講じなければならない。

(運営規程)

第139条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(定員の遵守)

第140条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、規則で定める利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 利用者の状況及び利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第2条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者等の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項に規定する利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(衛生管理等)

第140条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(令3条例13・一部改正)

(地域等との連携)

第141条 指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備等)

第142条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対して服薬の管理を行う場合は、服薬の管

理に関する手引書を作成しなければならない。

- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者について預り金の管理を行う場合は、預り金の管理に関する手引書を作成しなければならない。

(準用)

第143条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の4から第55条の11まで(第55条の9第2項を除く。)、第121条の2及び第121条の4の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の2の2第2項及び第55条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第139条」と、第121条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(令3条例13・一部改正)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

第144条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)

第145条 指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第129条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定める。

(介護)

第146条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第147条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の食事の提供に当たっては、地域で生産された農林水産物及びこれらを地域で加工した食品を積極的に利用するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第148条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第149条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

(相談及び援助)

第150条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環

境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第151条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

第6節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第152条 第1節及び前3節の規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定介護予防短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。))により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。))ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第153条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者各人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第154条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て

又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、利用者が円滑に利用できるものとするよう努めるほか、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。

(1) ユニット

(2) 浴室

(3) 医務室

(4) 調理室

(5) 洗濯室又は洗濯場

(6) 汚物処理室

(7) 介護材料室

4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 第130条第3項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第61号）第34条に規定するユニット

型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の場合にあつては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

6 第3項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅 次のとおりとする。

ア 廊下の幅は、1.8メートル以上とし、ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすることができる。

イ アにかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設に併設する指定介護予防短期入所生活介護事業所の廊下の幅は、1.5メートル以上とし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすることができる。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、これによらないことができる。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。

(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（居宅条例第171条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（居宅条例第169条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅条例第171条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第155条 第132条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。

第3款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第156条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除した後の額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(運営規程)

第157条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(勤務体制の確保等)

第158条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、規則で定める職員配置を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、

その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（令3条例13・一部改正）

（定員の遵守）

第159条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、規則で定める利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（準用）

第160条 第134条、第135条、第137条、第138条、第140条の2、第141条から第143条（第121条の2の準用に係る部分は除く。）までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第134条第1項中「第139条」とあるのは「第157条」と読み替えるものとする。

第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項）

第161条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして指定介護予防短期入所生活介護を行わなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して指定介護予防短期入所生活介護を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者のプライバシーの確保に配慮して

指定介護予防短期入所生活介護を行わなければならない。

(介護)

第162条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第163条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂るこ

とができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の食事の提供に当たっては、地域で生産された農林水産物及びこれらを地域で加工した食品を積極的に利用するよう努めるものとする。

(その他のサービスの提供)

第164条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に^し応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に^し行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第165条 第144条、第145条、第148条から第150条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第145条中「第129条」とあるのは「第153条」と、「前条」とあるのは「第165条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第7節 共生型介護予防サービスに関する基準

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第165条の2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス(次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第70号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。)第106条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。))が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準条例第102条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(準用)

第165条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の4から第55条の11まで（第55条の9第2項を除く。）、第121条の2及び第121条の4、第129条及び第131条並びに第4節（第143条を除く。）及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第139条」と、同項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第1項及び第138条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(令3条例13・一部改正)

第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設)

第166条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。）は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第13条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

(従業者)

第167条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該

当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 生活相談員
- (2) 介護職員又は看護職員
- (3) 栄養士
- (4) 機能訓練指導員
- (5) 調理員その他の従業者

2 前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

(管理者)

第168条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(利用定員等)

第169条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を20人未満とし、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

2 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、居宅条例第185条第1項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第170条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、利用者が円滑に利用できるものとするよう努めるほか、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定

介護予防認知症対応型通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面所
- (7) 静養室
- (8) 面接室
- (9) 介護職員室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

3 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

4 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、居宅条例第186条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との連携)

第171条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(準用)

第172条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の4から第55条の11まで（第55条の9第2項を除く。）、第121条の2、第121条の4、第129条並びに第4節（第136条第1項及び第143条を除く。）及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第51条の13第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予

防短期入所生活介護」と、第55条の2の2第2項及び第55条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と、第121条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第136条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第140条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第145条中「第129条」とあるのは「第172条において準用する第129条」と、「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第149条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

(令3条例13・一部改正)

第10章 介護予防短期入所療養介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第173条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護（以下「指定介護予防短期入所療養介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者)

第174条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が、当該事業を行う次に掲げる事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数、その算定方法等は、規則で定める。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所
- (2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所
- (3) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する

病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所

(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所

第3節 設備に関する基準

(設備)

第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業所は、利用者が円滑に利用できるものとするよう努めることとし、次に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとの設備に関する基準は、規則で定める。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所

(2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所

(3) 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所

(4) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所

第4節 運営に関する基準

(対象者)

第176条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた政令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(利用料等の受領)

第177条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除した後の額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期

入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第178条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(運営規程)

第179条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、事業運営についての規則で定める重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(定員の遵守)

第180条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、規則で定める利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備等)

第181条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対して服薬の管理を行う場合は、服薬の管理に関する手引書を作成しなければならない。

4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者について預り金の管理を行う場合は、預り金の管理に関する手引書を作成しなければならない。

(準用)

第182条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで(第55条の9第2項を除く。)、第121条の2、第121条の4、第122条、第134条、第135条第2項及び第141条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第55条の2の2第2項及び第55条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第179条」と、第121条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第134条第1項中「第139条」とあるのは「第179条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(令3条例13・一部改正)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針)

第183条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針)

第184条 指定介護予防短期入所療養介護の方針は、第173条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定める。

(診療の方針)

第185条 医師の診療の方針は、規則で定める。

(機能訓練)

第186条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第187条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第188条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。
- 3 利用者の食事の提供に当たっては、地域で生産された農林水産物及びこれらを地域で加工した食品を積極的に利用するよう努めるものとする。

(その他のサービスの提供)

第189条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

第6節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第190条 第1節及び前3節の規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第191条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者各人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 設備に関する基準

(設備)

第192条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う次に掲げる事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）は、利用者が円滑に利用できるものとするよう努めることとし、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、規則で定める。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所
- (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所
- (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所
- (4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所

第3款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第193条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除した後の額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(運営規程)

第194条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(勤務体制の確保等)

第195条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、規則で定める職員配置を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（令3条例13・一部改正）

（定員の遵守）

第196条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、規則で定める利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（準用）

第197条 第176条、第178条、第181条及び第182条（第121条の2の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第182条中「第179条」とあるのは「第194条」と読み替えるものとする。

第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意事項）

第198条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして指定介護予防短期入所療養介護を行わなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して指定介護予防短期入所療養介護を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者のプライバシーの確保に配慮して指定介護予防短期入所療養介護を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第199条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第200条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間

に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の食事の提供に当たっては、地域で生産された農林水産物及びこれらを地域で加工した食品を積極的に利用するよう努めるものとする。

(その他のサービスの提供)

第201条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好^しに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第202条 第183条から第186条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第184条中「第173条」とあるのは「第191条」と、「前条」とあるのは「第202条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第203条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画（法第8条の2第9項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定介護予防特定施設（特定施設であって、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防特定施設入居者生

活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

3 削除

第2節 人員に関する基準

(従業者)

第204条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、指定介護予防特定施設ごとに置くべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防特定施設従業者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員
- (2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員
- (3) 機能訓練指導員
- (4) 計画作成担当者

2 前項各号に掲げる介護予防特定施設従業者の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

(管理者)

第205条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第206条 指定介護予防特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定介護予防特定施設は、利用者が円滑に利用できるものとするよう努めるとともに、介護居室(指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。)、一時介護室(一時的に利用者をして指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下この章において同じ。)、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護

室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができるものとする。

- 4 前項に掲げる設備の基準は、規則で定める。
- 5 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
- 6 指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところによる。
- 8 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者（居宅条例第217条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護（同条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、居宅条例第220条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

第207条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第213条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。
- 4 第51条の2第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。

（指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始等）

第208条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定介護予防特定施設入居者生活介護に代えて当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護予防サービスを利用することを妨げてはならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

第209条 削除

(サービスの提供の記録)

第210条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定介護予防特定施設の名称を、指定介護予防特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第211条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除した後の額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第212条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

(運営規程)

第213条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(勤務体制の確保等)

第214条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設の従業員によって指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援

専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(令3条例13・一部改正)

(協力医療機関等)

第215条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第216条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備等)

第217条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対して服薬の管理を行う場合は、服薬の管理に関する手引書を作成しなければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者について預り金の管理を行う場合は、預り金の管理に関する手引書を作成しなければならない。

(準用)

第218条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の2の2、第55条の4から第55条の11まで（第55条の9第2項を除く。）、第121条の4及び第140条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、第55条の2の2第2項及び第55条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同項中「第55条」とあるのは「第213条」と読み替えるものとする。

（令3条例13・一部改正）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針）

第219条 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針）

第220条 指定介護予防特定施設入居者生活介護の方針は、第203条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定める。

（介護）

第221条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前3項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(健康管理)

第222条 指定介護予防特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第223条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第224条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(準用)

第225条 第148条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(趣旨)

第226条 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であって、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する事業者（以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。）により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準についてはこの節の定めるところによる。

(基本方針)

第227条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者）

第228条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、指定介護予防特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者（以下「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」という。）は、次のとおりとする。

- （1）生活相談員
- （2）介護職員
- （3）計画作成担当者

2 前項各号に掲げる外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

（管理者）

第229条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かななければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準

（設備）

第230条 指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とす

ることを要しない。

- 3 指定介護予防特定施設は、利用者が円滑に利用できるものとするよう努めるとともに、居室、浴室、便所及び食堂を有しなければならない。ただし、居室の面積が25平方メートル以上である場合には、食堂を設けないことができるものとする。
- 4 前項に掲げる設備の基準は、規則で定める。
- 5 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
- 6 指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。
- 8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者（居宅条例第239条第2項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（居宅条例第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の施設において一体的に運用されている場合にあつては、居宅条例第242条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

第231条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、次条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者の業務の分担の内容、受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所（以下「受託介護予防サービス事業所」という。）の名称並びに受託介護予防サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合は除く。）及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入

居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

4 第51条の2第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。

(運営規程)

第232条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(受託介護予防サービス事業者への委託)

第233条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託介護予防サービス事業所ごとに文書により締結しなければならない。

2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）でなければならない。

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護（居宅条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（居宅条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、第238条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（指定事業者が行うものに限る。以下「指定第1号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第1号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。）に係るサービスとする。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を

委託する契約を締結するものとする。

- (1) 指定訪問介護又は指定第1号訪問事業に係るサービス
- (2) 指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護又は指定第1号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス
- (3) 指定介護予防訪問看護

5 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第3項に規定する受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託介護予防サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第1項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

6 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第3項の指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託介護予防サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあつては、指定介護予防特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う受託介護予防サービス事業所において当該受託介護予防サービスが提供される契約を締結しなければならない。

7 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

（記録の整備等）

第234条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託介護予防サービス事業者に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

3 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対して服薬の管理を行う場合は、服薬の管理に関する手引書を作成しなければならない。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者について預り金の管理を行う場合は、預り金の管理に関する手引書を作成しなければならない。

（準用）

第235条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の2の2、第55条の4から

第55条の11まで（第55条の9第2項を除く。）、第121条の4、第140条の2、第208条から第212条まで及び第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条及び第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第232条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第210条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

（令3条例13・一部改正）

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（受託介護予防サービスの提供）

第236条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者により、適切かつ円滑に受託介護予防サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

（準用）

第237条 第219条、第220条、第223条及び第224条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

第12章 介護予防福祉用具貸与

第1節 基本方針

（基本方針）

第238条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条の2第10項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員)

第239条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに福祉用具専門相談員（政令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

2 前項の規定する福祉用具専門相談員の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

(管理者)

第240条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第241条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第246条第3項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。

2 前項の設備及び器材の基準は、規則で定める。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者（居宅条例第250条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業と指定福祉用具貸与（居宅条例第249条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅条例第252条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第242条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸

与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除した後の額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(運営規程)

第243条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(適切な研修の機会の確保、福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)

第244条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に対し、その資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

- 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(福祉用具の取扱種目)

第245条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第246条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な

消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。
- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(令3条例13・一部改正)

(掲示及び目録の備付け)

第247条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第243条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(令3条例13・一部改正)

(記録の整備)

第248条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(準用)

第249条 第51条の2から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の5から第55条の11まで並びに第121条の2第1項、第2項及び第4項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第243条」と、同項及び第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第51条の13第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第52条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(令3条例13・一部改正)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針)

第250条 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第251条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第238条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定める。

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第252条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえ、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具

体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第266条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

- 2 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成したときは、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- 7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
- 8 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準

（福祉用具専門相談員）

第253条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防福祉用具貸与」という。）の事業を行う者は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに福祉用具専門相談員の員数を置かなければならない。

- 2 前項に規定する福祉用具専門相談員の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

（準用）

第254条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の5から第55条の11まで並びに第121条の2第1項、第2項及び第4項並びに第1節、第2節（第239条を除く。）、第3節、第4節（第242条第1項及び第

249条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第254条において準用する第243条」と、同項及び第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第51条の13第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第242条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(令3条例13・一部改正)

第13章 特定介護予防福祉用具販売

第1節 基本方針

(基本方針)

第255条 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売(以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具(法第8条の2第11項の規定により厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員)

第256条 指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者(以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業所」という。)ごとに福祉用具専門相談員を置かなければならない。

2 前項に規定する福祉用具専門相談員の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

(管理者)

第257条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第258条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者(居宅条例第267条に規定する指定特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売の事業と指定特定福祉用具販売(居宅条例第266条に規定する指定特定福祉用具販売をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅条例第269条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第259条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(販売費用の額等の受領)

第260条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供したときは、法第56条第3項に規定する現に当該特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額(以下「販売費用の額」という。)の支払を受けるものとする。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利

用者の同意を得なければならない。

(保険給付の申請に必要な書類等の交付)

第261条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、規則で定める事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

(記録の整備)

第262条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(準用)

第263条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の12まで、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の3、第55条の5から第55条の11まで、第121条の2第1項、第2項及び第4項、第243条から第245条まで並びに第247条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と、同項及び第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。）」、取り扱う指定介護予防福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第244条及び第245条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第247条中「第243条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と読み替えるものとする。

(令3条例13・一部改正)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針)

第264条 指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第265条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、規則で定める。

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第266条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定特定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

- 2 特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成したときは、当該指定特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

第14章 雑則

(電磁的記録等)

第266条の2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第51条の5第1項（第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。）及び第210条第1項（第235条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式

その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(令3条例13・追加)

(委任)

第267条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成23年8月31日以前の日から引き続き存する第130条に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第106号)による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(以下「改正前の省令」という。)第167条第1項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であるもの(同日以前の日から引き続き改修、改築又は増築中の指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、同日後に改正前の省令第167条第1項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所となるものを含む。)については、同年9月1日以降最初の指定の更新までの間は、改正前の省令第165条から第178条までに規定する基準によることができる。
- 3 平成23年8月31日以前の日から引き続き存する第174条に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、改正前の省令第218条第1項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所(同日以前の日から引き続き改修、改築又は増築中の指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、同日後に改正前の省令第218条第1項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に該当することとなるものを含む。)であるものについては、同年

9月1日以降最初の指定の更新までの間は、改正前の省令第216条から第229条までに規定する基準によることができる。

- 4 第206条第3項及び第230条第3項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則（平成27年3月24日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（介護予防訪問介護に関する経過措置）
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。
 - （1）長崎県指定居宅サービス等の基準の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成27年長崎県条例第12号）の規定による改正前の長崎県指定居宅サービス等の基準の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「旧居宅条例」という。）第8条第2項及び第45条第2項の規定

(2) この条例による改正前の長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例(以下「旧予防条例」という。)第5条から第47条までの規定

3 前項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧予防条例第8条第2項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、旧予防条例第8条第2項の規定中「指定訪問介護事業者」とあるのは「規則で定める第1号訪問事業に係る指定事業者」と、「指定訪問介護の事業」とあるのは「当該第1号訪問事業」と、「居宅条例第8条第1項に規定する」とあるのは「市町村の定める当該第1号訪問事業の」と読み替えるものとする。

4 第2項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧予防条例第45条第2項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、旧予防条例第45条第2項の規定「基準該当訪問介護(居宅条例第43条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。)の事業」とあるのは「規則で定める第1号訪問事業」と、「居宅条例第45条第1項に規定する」とあるのは「市町村で定める当該第1号訪問事業の」と読み替えるものとする。

(介護予防通所介護に関する経過措置)

5 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護(以下「旧指定介護予防通所介護」という。)又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。)については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

(1) 旧居宅条例第102条第4項及び第134条第4項の規定

(2) 旧予防条例第9条から第15条まで(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第16条(第108条において準用する場合に限る。)、第17条(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第18条(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第20条(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第22条(第108条及び第116条におい

て準用する場合に限る。)、第24条(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第25条(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第31条から第34条まで(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第35条(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第36条から第38条まで(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第97条から第116条まで、第170条第1項及び第171条の規定

6 前項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧予防条例第100条第4項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、旧予防条例第100条第4項の規定中「指定通所介護事業者」とあるのは「規則で定める第1号通所事業に係る指定事業者」と、「指定通所介護の事業」とあるのは「当該第1号通所事業」と、「居宅条例第102条第1項から第3項までに規定する」とあるのは「市町村の定める当該第1号通所事業の」と読み替える。

7 第5項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧予防条例第115条第4項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、旧予防条例第115条第4項の規定中「基準該当通所介護の事業」とあるのは「規則で定める第1号通所事業」と、「居宅条例第134条第1項から第3項までに規定する」とあるのは「市町村の定める当該第1号通所事業の」と読み替えるものとする。

8 整備法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係るこの条例による改正後の長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例(以下「新予防条例」という。)第233条第2項の適用については、同項中「指定事業者(」とあるのは「指定事業者(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。)」とする。

9 新予防条例第233条第2項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。)」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。)、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83

号) 附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条による改正前の法(以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス(以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。)に該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(次項において「指定介護予防訪問介護」という。))と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護(次項において「指定介護予防通所介護」という。))」と、同条第4項第1号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第2号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

10 第5項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧予防条例第100条の規定の適用に係る同条第1項の規定による指定介護予防通所事業所の設備及び備品等について同条第3項ただし書の場合(指定介護予防通所介護事業者が同条第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)に該当するときは、当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

11 前項の場合における附則第6項の適用については、同項中「第100条第4項」とあるのは「第100条第5項」と読み替えるものとする。

12 第5項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧予防条例第37条の規定は、同条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者にこれを準用する。この場合において、同条例第37条中「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「指定介護予防通所介護事業者」と、同条第1項及び第3項中「指定介護予防訪問介護」とあるのは「指定介護予防通所介護」と読み替えるものとする。

13 前項の場合において、指定介護予防通所介護事業者は、第10項に規定する指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、前項の規定に基づき準用する旧予防条例第37条第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

14 前2項の場合における附則第5項第2号の規定の適用については、同号中「第36条から第38条まで(第108条及び第116条において準用する場合に限る。))」とあるのは「第36条(第108条及び第116条において準用する場合に限る。)、第38条(第108条及び第116条において準用する場合に限る。))」と読み替えるものとする。

15 第10項から前項までの場合における旧予防条例第108条及び第116条の規定の適用については、第108条中「第31条から第38条まで」とあるのは「第31条から第35条まで、第38条」と、第116条

中「第31条から第38条まで」とあるのは「第31条から第36条まで、第38条」に、「第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第31条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と」とあるのは「第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と」と読み替えるものとする。

附 則（平成28年 3 月22日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第 1 項に規定する通所介護の事業を行う者が、同法附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日の前日までに、同法附則第20条第 1 項ただし書の規定による別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条第 7 項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年 3 月31日までの間、指定地域密着型サービス基準第67条第 1 項に規定する宿泊室を設けないことができる。

（介護予防通所介護に関する経過措置）

- 3 長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成27年長崎県条例第13号。以下「改正条例」という。）附則第 5 項第 2 号の規定によりなおその効力を有するものとされる改正条例の規定による改正前の長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第100条第 4 項の規定の適用については、同項中「指定通所介護事業者」とあるのは「指定通所介護事業者等（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号）第 6 条の規定による改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）第97条第 1 項第 3 号に規定する指定通所介護事業者等をいう。）」と、「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護等（指定介護予防サービス基準第97条第 1 項第 3 号に規定する指定通所介護等をいう。）」と、

「居宅条例第102条第1項から第3項まで」とあるのは「居宅条例第102条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。

附 則（平成30年3月30日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われるこの条例による改正前の長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「旧条例」という。）第88条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、旧条例第88条、第89条第1項第1号及び第3号並びに第90条第1項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

附 則（令和3年3月26日条例第13号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 施行日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の居宅サービス等基準条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第4条第3項及び第40条の2（新居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の介護予防サービス等基準条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第4条第3項及び第55条の10の2（新介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の養護老人ホーム基準条例（以下「新養護老人ホー

ム基準条例」という。)第3条第4項及び第30条、第4条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設基準条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。)第4条第4項、第42条の2(新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。)及び第46条第3項、第5条の規定による改正後の介護老人保健施設基準条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)第3条第4項、第40条の2(新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。)及び第44条第3項、第6条の規定による改正後の指定介護療養型医療施設基準条例(以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。)第3条第4項、第39条の2(新指定介護療養型医療施設基準条例第55条において準用する場合を含む。)及び第43条第3項、第7条の規定による改正後の特別養護老人ホーム基準条例(以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。)第3条第5項(新特別養護老人ホーム基準条例第50条において準用する場合を含む。)、第33条の2(新特別養護老人ホーム基準条例第44条、第50条及び第54条において準用する場合を含む。)及び第35条第3項(新特別養護老人ホーム基準条例第54条において準用する場合を含む。)、第8条の規定による改正後の軽費老人ホーム基準条例(以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。)第3条第4項、第34条の2(附則第18項において準用する場合を含む。)及び附則第6項並びに第9条の規定による改正後の介護医療院基準条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)第3条第4項、第40条の2(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)及び第44条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第32条の2(新居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条(新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第204条(新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。)、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。)、新介護予防サービス等基準条例第55条の2の2(新介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条(新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。))、第165条の3、第172条、第182条(新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。))、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。))、新養護老人ホーム基準条例第24条の2、新指定介護老人福祉施設基準条例第31条の2(新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。))、新介護老人

保健施設基準条例第30条の2（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第29条の2（新指定介護療養型医療施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、新特別養護老人ホーム基準条例第26条の2（新特別養護老人ホーム基準条例第44条、第50条及び第54条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第25条の2（附則第18項において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第30条の2（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第33条第3項（新居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条及び第276条において準用する場合を含む。）、第111条第2項（新居宅サービス等基準条例第115条、第135条、第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第237条及び第248条において準用する場合を含む。）、第144条第2項（新居宅サービス等基準条例第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第260条第6項（新居宅サービス等基準条例第265条において準用する場合を含む。）並びに新介護予防サービス等基準条例第55条の3第3項（新介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条及び第263条において準用する場合を含む。）、第122条第2項（新介護予防サービス等基準条例第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第140条の2第2項（新介護予防サービス等基準条例第160条、第165条の3、第172条、第218条及び第235条において準用する場合を含む。）及び第246条第6項（新介護予防サービス等基準条例第254条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第57条の2第3項（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。）、第108条第3項（新居宅サービス等基準条例第115条、第135条、第146条、第168条、第181条の3、第188条及び第204条において準用する場合を含む。）、第179条第4項、第214条第4項及び第233条第4項（新居宅サービス等基準

条例第248条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第55条の2第3項（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。）、第121条の2第3項（新介護予防サービス等基準条例第143条、第165条の3、第172条及び第182条において準用する場合を含む。）、第158条第4項、第195条第4項及び第214条第4項（新介護予防サービス等基準条例第235条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第24条第3項、新指定介護老人福祉施設基準条例第31条第3項及び第54条第4項、新介護老人保健施設基準条例第30条第3項及び第52条第4項、新指定介護療養型医療施設基準条例第29条第3項及び第53条第4項、新特別養護老人ホーム基準条例第26条第3項（新特別養護老人ホーム基準条例第50条において準用する場合を含む。）及び第42条第4項（新特別養護老人ホーム基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第25条第3項（附則第18項において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第30条第3項及び第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。